

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 戸田市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	8	3	130,500	6	11,000	0	119,500
1	56	エチレンオキシド	1	10	530	24	530	0	0
1	71	塩化第二鉄	1	10	8,000	13	8,000	0	0
1	80	キシレン	9	2	945,500	2	13,000	0	932,500
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	10	7,800	14	0	7,800	0
1	88	六価クロム化合物	1	10	7,800	14	7,800	0	0
1	262	テトラクロロエチレン	1	10	19,000	10	19,000	0	0
1	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	1	10	19,000	10	19,000	0	0
1	281	トリクロロエチレン	1	10	870	23	870	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	8	3	618,700	4	0	0	618,700
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	7	5	94,600	8	0	0	94,600
1	300	トルエン	10	1	2,420,900	1	123,900	0	2,297,000
1	308	ニッケル	1	10	13,000	12	13,000	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	10	5,100	17	5,100	0	0
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	10	1,800	20	1,800	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	7	5	678,000	3	0	0	678,000
1	400	ベンゼン	7	5	129,300	7	0	0	129,300
1	405	ほう素化合物	1	10	1,800	20	1,800	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	10	3,300	19	3,300	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	10	7,000	16	7,000	0	0
3	21	硝酸	3	8	202,400	5	202,400	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	10	1,400	22	1,400	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	10	3,600	18	3,600	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	9	58,000	9	58,000	0	0
		合計	—	—	5,377,900	—	500,500	7,800	4,869,600

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。